

平成24年度 第3回 福岡市国民健康保険運営協議会 会議資料

日時：平成25年1月24日(木)
午後5時～午後6時30分(予定)
場所：西日本新聞会館16階
福岡国際ホール「志賀」

1人あたり保険料の推移

(単位:円)

年度	医療分+支援分		介護分		合計		備考
		増減		増減		増減	
H12	70,347		10,613		80,960		介護保険制度の創設
H13	71,996	1,649	12,927	2,314	84,923	3,963	
H14	72,206	210	14,274	1,347	86,480	1,557	
H15	"	0	15,898	1,624	88,104	1,624	
H16	"	0	16,255	357	88,461	357	
H17	"	0	19,501	3,246	91,707	3,246	
H18	"	0	23,385	3,884	95,591	3,884	
H19	"	0	"	0	"	0	
H20	73,999	1,793	22,801	▲ 584	96,800	1,209	後期高齢者医療制度の創設
H21	"	0	21,757	▲ 1,044	95,756	▲ 1,044	
H22	"	0	20,995	▲ 762	94,994	▲ 762	
H23	71,999	▲ 2,000	20,341	▲ 654	92,340	▲ 2,654	
H24	"	0	21,118	777	93,117	777	
H25(案)	71,999	0	23,717	2,599	95,716	2,599	

※ 医療分+支援分のH19年度までは、医療分(老人保健含む)のみである。

※ 介護分は、制度創設のH12年度より、国から提示された額に基づき算定したものである。

前回の協議会における主な意見の要旨

- 保険料の負担が非常に重い状況で、介護分を含めた引き下げを考えていないのか。負担の公平性により、介護分に手を付けられないのであれば、国保世帯の経済状況が非常に厳しい中、医療分と支援分の相殺だけでは不十分である。現在の水準のままで据え置き、介護分が上乘せされるというのは看過できない。
- 福岡県の協会けんぽは、10.12%で全国2位の高い保険料を被保険者に負担していただいており、被用者保険も厳しい状況である。一般会計からの法定外繰入は、被用者保険からみると二重負担となるため、国保財政は大変だろうが、一般会計に頼るのでなく、社会保険は加入者が負担するという基本線を踏まえ、検討していただきたい。
- 医療と介護は基本的に違う。
医療は命に関わっており、介護は生活を支えるものであり、介護は、保険料と税金で賄われているが、ここに法定外繰入を行うのは、負担の論理の整合性を破綻させる危険性がある。
- 少なくともこれまでの法定外繰入の水準まで戻す必要があるのではないかと。特別繰入を除くと、20年度に比べて約20億円も削減されるのに道理があるのか。繰入を増やせば、1世帯あたり相当な負担軽減となる。
- 法定外繰入については、税金を入れて保険料を少なくすることについて、論理が必要である。
- 国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険の財政が厳しくなっていることが、皆保険制度の存続危機の一番大きな原因である。保険料の負担が重い方は、軽減・減免措置があるべきだと思うが、その中にも納められる所得があるのに納めていない方がいるのはよくないので、払うよう努力をしなければならない。
保険の原理は、リスク分散、リスクをみんなで負担しようという考えであり、基本的に保険の財政規律の中で運営するべきであり、みんなで支え合う地域社会を作っていく中で、所得が多く負担能力のある方は、より多くの負担をお願いすべきだと思う。
法定外繰入は、やはり避けるべきだと思う。

※ 前回の協議会における主な意見については、事務局で要約版を作成したものです。